

# 子育て支援センター・つどいの広場 災害発生時等の臨時休所について

## ○臨時休所の判断基準

### (1) 風水害

次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合、臨時休所することを基本とします。

- ア 気象庁から平塚市に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発令されている
- イ 平塚市内のいずれかの地域で、警戒レベル3以上の避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令されている
- ウ 施設周辺で道路冠水や土砂災害が発生し、施設の開所に危険がある

### (2) 地震・津波災害

次のいずれかに当てはまる場合、臨時休所することを基本とします。

- ア 平塚市に「震度5弱以上の地震」が発生したとき
- イ 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表したとき
- ウ 気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に「大津波警報」、「津波警報」を発表したとき

## ○開所状況による対応

開所時間外	開所時間前までに発令（発表）されている場合、 <b>当日は臨時休所</b> とする。
開所時間中	<b>直ちに臨時休所</b> することとし、施設の利用者や従事者の安全確保を最優先に図る。道路状況等の安全を十分に確認した上で、速やかに帰宅、または一時的に施設にて待機をし、待機が安全でないと判断した場合は、近隣の避難所に避難をする。

施設の再開については、**開所前日の 17:00 までに判断します。**

利用の前に市ホームページをご確認ください。

子育て支援センターHP



つどいの広場HP



※停電、断水、浸水、施設の損壊、土砂崩れ、職員の配置不足などで、施設の再開が困難であると施設長が判断する場合は、通常の開所時刻より遅れた開所や引き続き臨時休所とする場合があります。